

# 建設工事における前払金の使途拡大措置の継続について

令和7年4月1日

平成28年5月27日付け地方自治法施行規則の一部改正を受けた本市発注工事に係る前払金の使途拡大措置については、これまで特例措置であったものを恒久化することとなりましたので、通知いたします。

## 1 適用対象

〈 変更前 〉

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの。

〈 変更後 〉

平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金

## 2 使途拡大の内容

使途拡大の適用により、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。)に係る支払いに前払金を充当することができます。

### 【問合せ先】

倉敷市総務部契約課 (工事契約担当)

電 話 086 (426) 3171

F A X 086 (426) 4234